

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度大潟村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	24,404千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	486,975千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	102,794	30,893			5,154	66,747
	障害者福祉事業	49,953	39,520			2,500	7,933
	高齢者福祉事業	40,554	187		19,983	2,030	18,354
	児童福祉事業	118,779	45,836		7,703	5,950	59,290
	小計	312,080	116,436		27,686	15,634	152,324
社会保険	国民健康保険事業	13,933	8,770			700	4,463
	介護保険事業	37,903	519			1,900	35,484
	後期高齢者医療事業	40,002	5,610			2,010	32,382
	小計	91,838	14,899			4,610	72,329
保健衛生	疾病予防対策事業	57,043	1,571		3,443	2,860	49,169
	診療所事業	26,014				1,300	24,714
	小計	83,057	1,571		3,443	4,160	73,883
合計		486,975	132,906		31,129	24,404	298,536